

京都市告示第247号

京都市障害者スポーツセンターの指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者スポーツセンター条例第4条の規定に基づき、供用時間の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和2年7月27日

京都市長 門川 大作

供用時間の変更

令和2年8月2日（日）の開所時間を以下のとおり変更する。

（変更前）午前9時から午後5時まで

（変更後）午前9時から午後9時まで

（保健福祉局障害保健福祉推進室）